

シリーズ：子どもの権利 No.49

第2回子どもの権利条例市民モニター会議～中学生とおとなが共に語る子どもの権利～

市民モニターは、泉南市子どもの権利に関する条例が、「子どもにやさしいまち」をめざして効果的に推進されているかをモニタリング（状態をみて、感想や評価を行う）します。昨年度から引続きの子どもモニター1名、おとなモニター5名、今回より新たにモニターに就任した子どもモニター3名で、第2回子どもの権利条例市民モニター会議を開催しました。



昨年度のモニター会議では、「泉南市子どもの権利に関する条例を知る方が少ない」という意見がありました。その意見を踏まえ、本年度は「泉南市には子どもの権利条例がある」、「11月20日は泉南市子どもの権利の日」の2点を周知するため行ったこと・効果について意見を出し合いました。

●「泉南市子どもの権利の日」啓発チラシを、市内の保育所（園）、幼稚園、こども園、小・中・高等学校等、子ども施設の子どもへ配布した

〈市民モニターの意見〉

▽配られたのは知っていたけど、文章までじっくり読んでいない▽知らなかった▽子どもたちが考えたメッセージが書かれてあり、とても良かった

●「泉南市子どもの権利の日」啓発マスクを市内中学生、各中学校で開催したふれあいフェスタなどで配布した

〈市民モニターの意見〉

▽ふれあいフェスタでは声をかけながらマスクを配っていた

ので、手に取りやすかった▽注意深く読んでいる方は見かけなかった

●改善策について

〈市民モニターの意見〉

▽紙で配るよりも、学校の授業で学習できるようにした方がより良く理解してもらえる▽配るときに説明する▽文字だけでは読まないのので、マンガで伝えたら分かりやすいと思う

条例をどのように推進していくのか。どうすれば市民に根付くのか。日常の取組みが大切だとの意見をいただきました。また今回の会議の中で、「全国でも子ども条例がある自治体は約3%。市民モニター会議をしているのは泉南市だけ」と改めて知ったので、市民モニターとしてもっと周りの方たちへ伝えていこうという意見もいただきました。

☆☆次回のモニター会議☆☆

傍聴は申込み不要です。関心のある方はぜひお越しください。中学生とおとなたちの話し合いを見ていただけます。

【とき】3月18日(土)午後2時から

【ところ】人権ふれあいセンター

【問合せ】泉南市子どもの権利に関する条例事務局（人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 / e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp）